



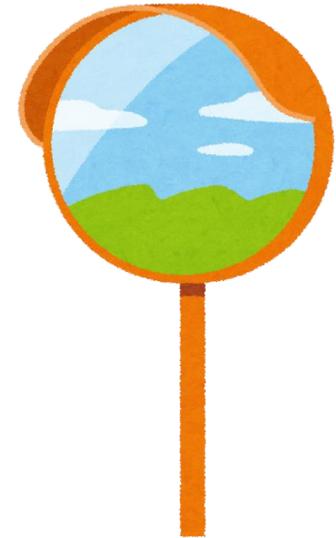
道路反射鏡(カーブミラー)の設置基準について

令和6年6月1日制定 玉城町 建設課

はじめに

道路反射鏡（カーブミラー）は、見通しの悪い交差点やカーブなどの視距を確保するための補助的な役割を果たす施設です。

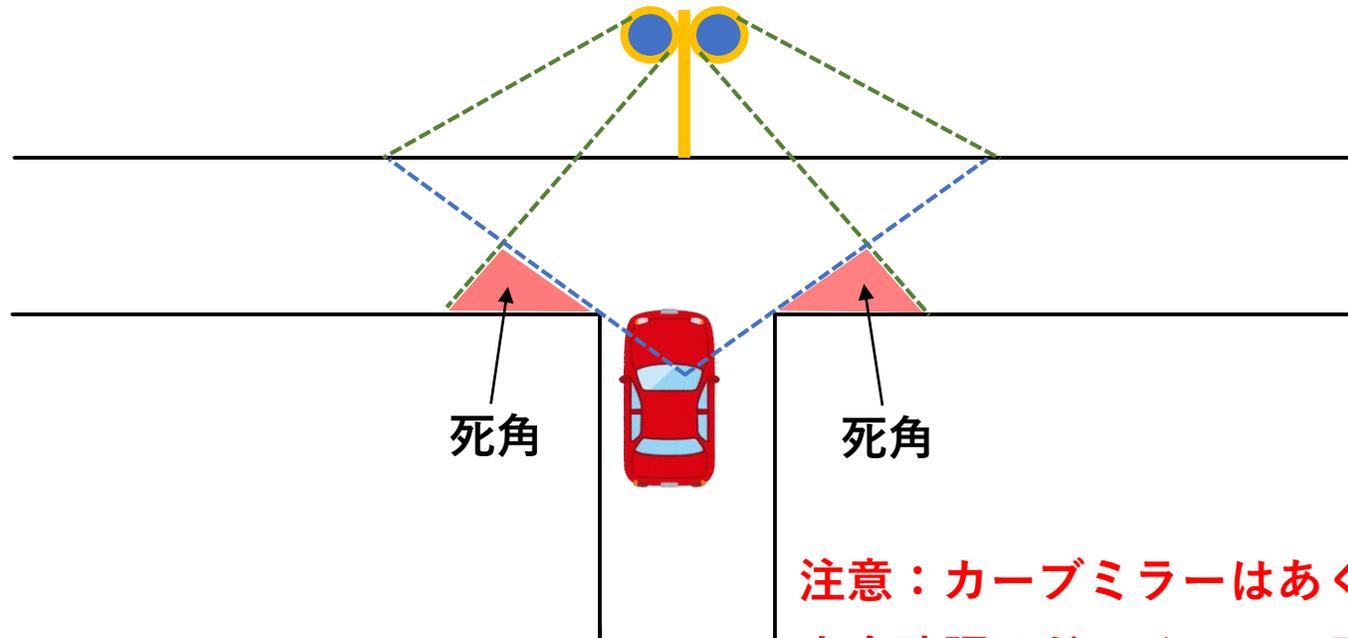
これまでは、交差点内の視距が少しでも足りなければ危険と判断し積極的に新設を進めてきましたが、近年は、設置後の維持管理に関するメンテナンスの問題はもとより、カーブミラーの死角に起因する、歩行者や自転車の巻き込み事故も増えている状況もあることから設置に関しては現場状況を総合的に判断し設置を行っております。



カーブミラーの特性について（メリット・デメリット）

原則、カーブミラーは建物や壁などにより見通しの悪い交差点やカーブにおいて、車両同士の直接目視が困難な場合のみ設置する施設です。

カーブミラーには、視距が足りず危険な交差点の早期安全対策には効果的ですが、その反面でカーブミラーでは見えない部分（死角）が生じることから歩行者の発見が遅れるなどデメリットが生じる場合があります。



注意：カーブミラーはあくまでも補助施設であり、安全確認はドライバーの目視によることが原則です。

道路反射鏡（カーブミラー）の設置について

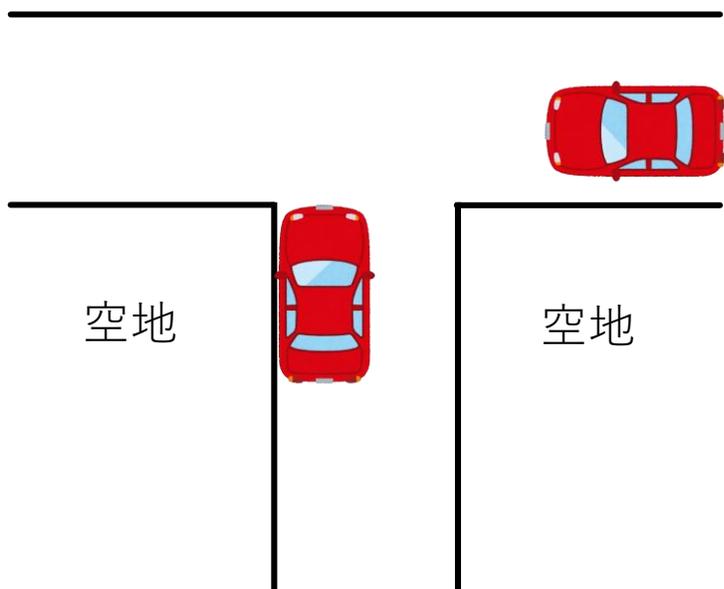
カーブミラーの設置は、基本的には自治区から要望を受け、現地調査しカーブミラー設置の有無の判断をいたします。

直接目視の妨げとなる壁などが無い場合や交差点の形状により見通しが確保されている場合は、設置しないと判断します。※カーブミラー設置判断基準参照

道路上に設置箇所が無い場合は、要望者（自治区）に民地への設置調整の協力をお願いすることがあります。この場合、地権者に無償使用の承諾が得られない場合は設置できません。

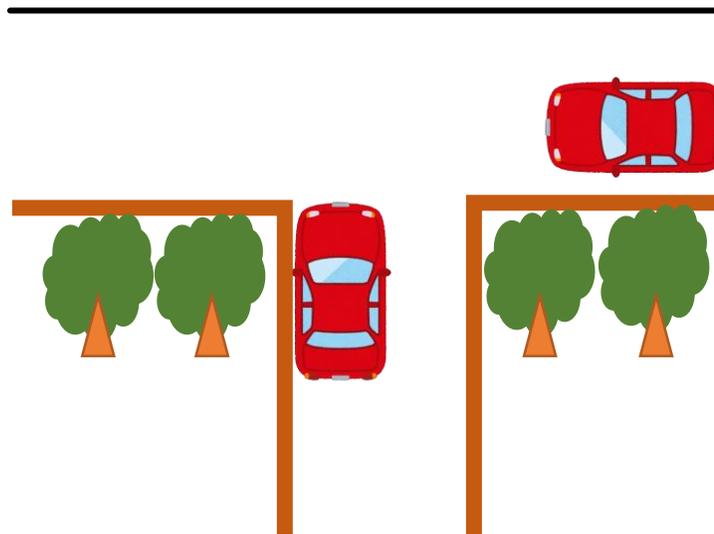
カーブミラー設置判断基準 (T字路)

設置しない



周囲に壁などが無く、見通しが確保できている場合。

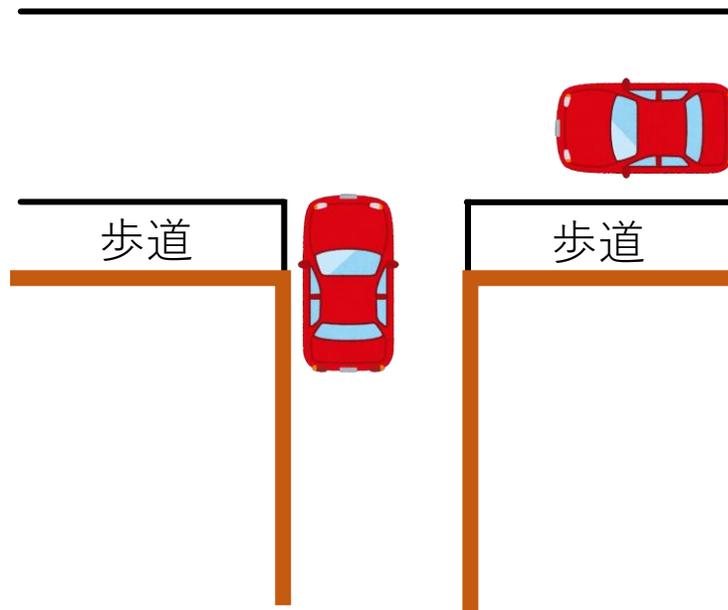
設置する



周囲に壁や木などの障害物があり、見通しが確保できない場合。

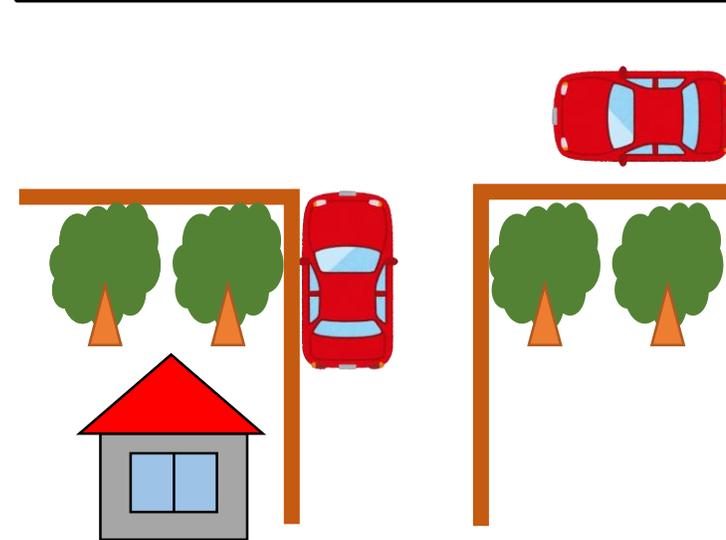
カーブミラー設置判断事例 (T字路)

設置しない



歩道があり、一時停止や徐行し歩道へ進むことより見通しが確保できる場合。

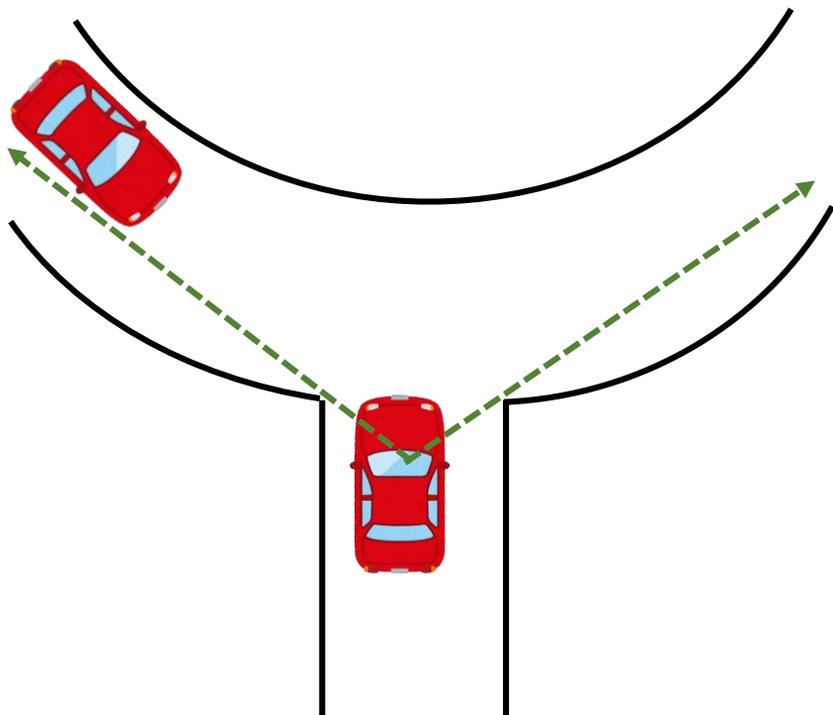
設置しない



道路利用者が1宅地で公共性が無い場合。道路が私道の場合。

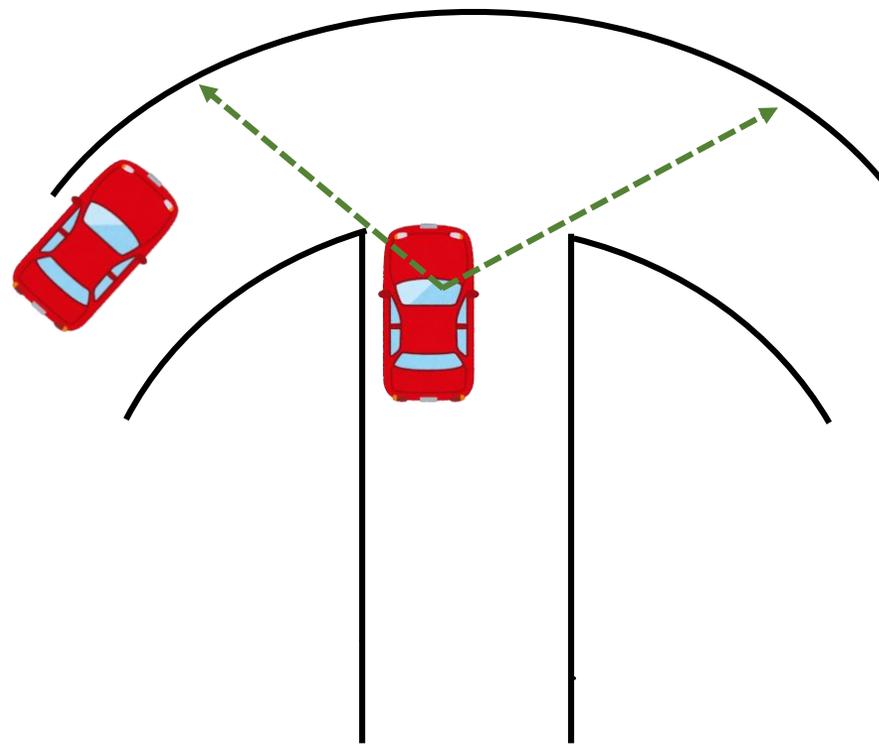
カーブミラー設置判断基準 (カーブ)

設置しない



カーブの外側で見通しが確保されている場合。

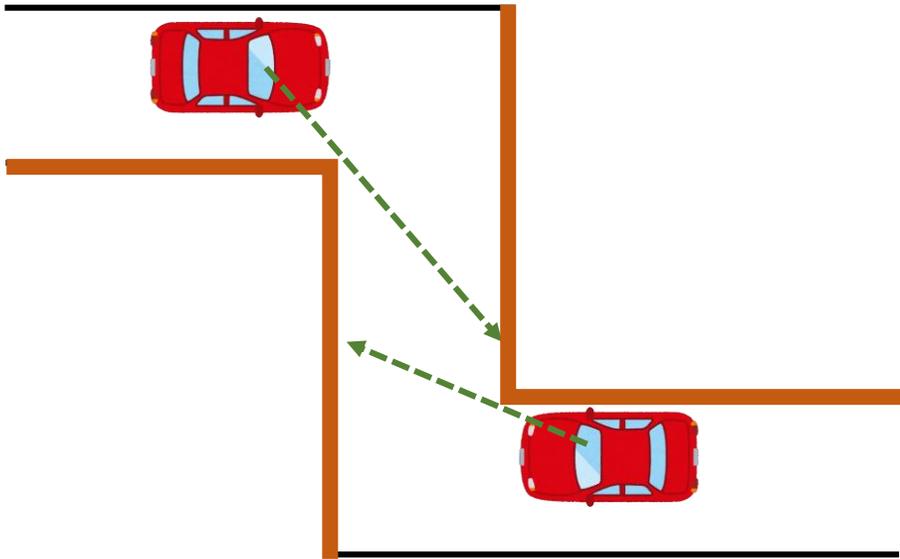
設置する



カーブの内側で見通しが確保されていない場合。

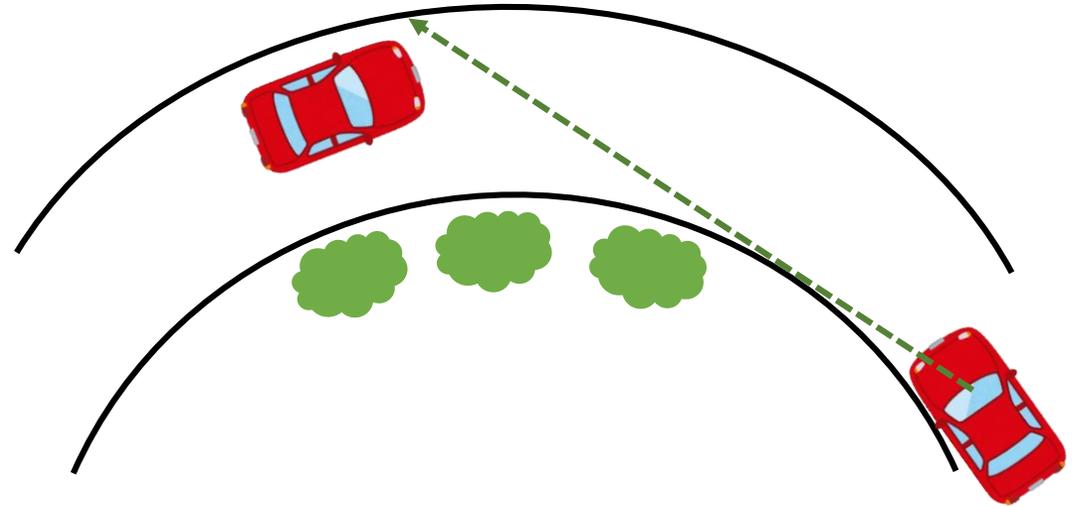
カーブミラー設置判断基準 (カーブ)

設置する



屈折部で見通しが確保されていない場合。

設置する



1車線で急なカーブのため見通しが確保されず正面衝突の恐れがある場合。

カーブミラーの維持管理について

町管理のカーブミラーは町の道路パトロール員が巡回しミラーの清掃や経年劣化などの損傷の確認し適宜補修を行っております。

更新時などにおいて、既設カーブミラーの設置の可否について再検討する場合があります、設置基準に見合わない場合は撤去することがあります。

カーブミラーの破損などの異常を確認された場合は、玉城町建設課までご連絡ください。

連絡先

玉城町建設課

☎ 0596-58-8205